

議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年3月25日 午前8時58分～午前9時38分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	川添 公貴	委員	森満 晃
委員	中島 由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春二

○その他の議員

議員 井上 勝博

○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊郎	林務水産課長	堂込 修
総務課長	田代 健一		
文書法制室長	堀ノ内 孝	商工観光部長	末永 隆光
財政課長	今井 功司		
		教育部長	中川 清
企画政策部長	永田 一廣		
		議会事務局長	田上 正洋
市民福祉部長	春田 修一	議事調査課長	道場 益男
農林水産部長	高橋 三丸		

○事務局職員

事務局長	田上 正洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳一
議事調査課長	道場 益男	主幹	久米 道秋
課長代理	南 輝雄	議事グループ員	柳 裕子
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健一		

○審査事件等

- 1 陳情の取扱いについて
 - 2 今定例会に付議される議案等について
 - (1) 議案提出等の概要説明
 - (2) 議案等の審議方法について
 - 3 公募による意見交換会の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）皆さん、おはようございます。

おそろいですので、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（上野一誠）おはようございます。

きょうは早い時間から議会運営委員会の開催をお願いいたしました。

進行表のとおり御協議は主に五つですけれども、まずよろしくをお願いいたします。

きょうは最終本会議ということで、討論通告等々も多くありますので、若干時間がかかるんじゃないか。それから議員全員協議会の議題も多くございますので、ひとつよろしくをお願いいたします。挨拶とします。

△陳情の取り扱いについて

○委員長（大田黒 博）それでは、陳情の取り扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった陳情について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）おはようございます。資料1をごらんください。

定例会に入りましてから、2件の陳情が提出されております。原本の写しを添付しておりますので、御参照いただければと思います。

まず1件目ですが、集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を撤回し、関係法律の制定等を行わないことを求める意見書の提出についての陳情で、提出者は市内に住所を有する川薩地区退職教職員連絡協議会で、本年3月9日に受理をいたしております。

陳情趣旨は、件名に同じでございます。集団的自衛権につきましては、国政において議論されている事項ではございますが、市の業務といたしまして自衛官募集や自衛隊との連絡調整などが総務部のほうで所管されているところでございます。

2件目は、労働者保護ルールの改悪に反対する意見書の提出を求める陳情で、提出者は市内に住所を有する北薩ブロック平和運動センターで、3月12日に受理をいたしております。

陳情の内容は、写しの2枚目の記以下にありますとおり、労働派遣法改正案と労働基準法改正案を提出しないことなど2項目でございます。本市の労政に関することは、商工観光部のほうが所管しているところでございます。

以上の2件につきまして、付託の可否及び付託先について御協議いただくものでございます。陳情の取り扱いにつきましては、資料1に四角囲みで申し合わせを抜粋してございますけれども、まず3の（1）アからウまでのいずれにも該当しているということが要件でございまして、会期中に提出されたものにつきましては2の（2）のとおり取り扱いとなっております。

今回は、いずれも最終本会議の7日前までに受理をいたしております。今回の2件を陳情として取り扱うこととなった場合でございますが、アンダーラインのとおり、最終日の本会議審議または閉会中の継続審査事件として委員会付託されることとされております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、それぞれ取り扱いを審査していきます。

まず、集団的自衛権行使等を容認する閣議決定を撤回し、関係法律の制定等を行わないことを求める意見書の提出についての陳情についてですが、防衛に関しては、これまで総務部で対応しているようです。

それでは、付託の可否、付託先について質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）特に意見がないようですので、委員会に付託することで整理したいと思います。付託先について意見をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑はないと認めます。それでは、本陳情の扱いは委員会に付託することとし、付託先は総務文教委員会とすることで御了承願います。

次に、労働者保護ルールの改悪に反対する意見書を求める陳情についてですが、労政関係の所管

は企画経済委員会のようなのです。

それでは付託の可否、付託先について質疑、意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）特に御意見がないようですので、委員会に付託することで整理したいと思います。付託先について意見をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑はないと認めます。それでは、本陳情の取り扱いを委員会に付託することとし、付託先は企画経済委員会とすることで御了承願います。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（大田黒 博）それでは、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

[当局職員入室]

○委員長（大田黒 博）よろしいでしょうか。

それでは、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。

資料2-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、特別委員会の審査結果報告が4件、川内原子力発電所対策調査特別委員会から陳情4件について、本日の本会議において報告がございます。

なお、委員長報告の後、質疑、討論、採決となりますが、陳情第2号及び第3号については、陳情趣旨が同一でありますので、一括して質疑、討論、採決を行ってはとを考えます。

次に、特別委員会の調査報告が1件。川内原子力発電所対策調査特別委員会から本日の本会議において報告がございます。

次に、意見書提出に関する発議が2件。発議第1号農協改革に関する意見書の提出については企画経済委員会提出分であり、発議第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書の提出については市民福祉委員会提出分であります。

裏面をごらんください。

次に、提出予定議案は3件。議案第55号は議会委員会条例の一部改正であり、議会運営委員会提出分であります。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育

長が教育委員会の代表となることに伴い、常任委員会等の出席説明要求に係る教育委員会の規定を変更しようとするものであります。次に、議案第56号及び57号は市長提出分であり、議案第56号は、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦について。議案第57号は、平成26年度一般会計補正予算であります。

以上の意見書及び議案については、いずれも本日の本会議で審議してはと考えます。

次に、受理陳情が2件。先ほど御協議いただきましたとおり、陳情第5号については総務文教委員会に、陳情第6号については企画経済委員会にそれぞれ付託してはと考えます。

次に、資料の2-2、請願陳情の審査結果、討論通告一覧表をごらんください。

まず、請願、陳情の委員会審査結果ですが、平成26年受理分の陳情第13号について、付託先の企画経済委員会の審査結果は採択すべきものであり、次の請願第1号については、付託先の市民福祉委員会の審査結果は不採択とすべきものであります。

さらに、平成26年受理分の陳情第1号並びに平成27年受理分の陳情第2号、3号及び4号の4件については、付託先の川内原子力発電所対策調査特別委員会の審査結果は不採択とすべきものであります。

次に、討論通告については、まず議案について13号、14号、16号、18号。裏面をごらんください。21号、30号、33号、38号、39号、49号、51号及び52号について井上議員から反対討論の、30号について中島議員から賛成討論の、39号について徳永議員、森満議員及び今塩屋議員から賛成討論の、51号について中島議員から賛成討論の、それぞれ通告があったところであり、

また、請願、陳情については、平成26年受理分の陳情第11号、平成27年受理分の請願第1号、陳情第2号、3号及び4号について、井上議員から賛成討論の、請願第1号について中島議員から反対討論の、それぞれ通告があったところ

です。

○委員長（大田黒 博）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありませんか。

○**財政課長（今井功司）** 財政課でございます。今回、提出いたします補正予算について御説明いたします。別冊となっております26年度薩摩川内市一般会計予算書、予算に関する説明書第9回補正の12ページをお開きください。

今回の補正は、特別交付税等の交付額決定に伴います歳入、歳出の増減調整を行うものであり、一般会計のみの補正でございます。

それでは14ページをお開きください。14ページの歳出目的別の表により、補正の内容を説明いたします。

補正は総務費のみとなります。財産一般管理費において、市有施設の老朽化や長寿命化対策などに係ります改修経費に対します今後の財源対策として、市有施設保全基金への積み立てを行うものであります。なお、基金積み立てによります同基金の本年度末残高見込みは16億731万1,000円となる見込みでございます。

次に、歳入について御説明いたします。13ページをお開きください。歳入の表をごらんください。

配当割交付金から自動車所得税交付金では、実績の確定及び収入見込みによりますそれぞれ増減調整をしております。地方交付税では特別交付税におきまして、交付額の確定を受け、増額しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**市民福祉部長（春田修一）** 市民福祉部でございます。

さきの3月9日の中日議運におきまして、介護保険料の低所得者軽減強化に関しまして、政府において支援第1段階の保険料基準割合を0.5から0.45に軽減することとし、その政令が3月中には公布される予定であるというようなことで、今後、政令の公布日次第では最終本会議に条例改正案を提出していきたいと報告したところでございます。しかしながら、いまだ政令の公布がなされず議案を提出できない状況でございます。

このようなこと等から、ただいま説明しましたように政令が公布されていないこと、それと、今回の軽減強化につきましては、第1号の被保険者にとりまして利益遡及になること及び普通徴収の第1期の納付期限が7月末であるというようなこと等から判断しまして、6月議会に介護保険条例

の一部改正案を諮ることとしたいと考えているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**委員長（大田黒 博）** ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（大田黒 博）** 質疑、意見はないと認めます。それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（大田黒 博）** 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前9時14分休憩

~~~~~

午前9時16分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

○**委員長（大田黒 博）** ここで、本会議に戻します。

△公募による意見交換会の取り扱いについて

○**委員長（大田黒 博）** 次に、公募による意見交換会の取り扱いについてを議題といたします。議長から……。

○**議長（上野一誠）** 公募による意見交換については、さきの議会運営委員会でも何回か御意見を賜って、実施の方向でやるということで、本日は実施要領等の改正等も含めて、いよいよ皆さんに公募をかけますよという御確認と、流れをきょう説明をして実施に向けてやっていきたいと思しますので、よろしく願います。

詳しい説明は、事務局のほうでさせますのでお願いします。

○**委員長（大田黒 博）** 事務局に説明を求めます。

○**議事調査課長（道場益男）** それでは、まず資料の4-1をごらんください。

公募による意見交換会につきましては、前回の

協議結果を受けまして実施要領を整理したところ  
でございます。資料4—2のとおりでございます。

前回、提案いたしました各種団体との意見交換  
会につきましては、次回の委員会で実施要領等を  
御協議いただく予定でありますことから、公募の  
意見交換会の手続のほうから先に入ってはという  
ことでございます。

資料4—1のまず1でございますが、実施要領  
に改正についてでございます。

(1)では、これまで実施要領と開催要領の二  
つを定めて意見交換会が実施されてきたところ  
でございますけれども、今回、資料の4—2のと  
おり、一方の実施要領に整理をしたところござい  
ます。参考までに前回の資料は、資料の4—3と  
4—4という形で添付をしております。

それから、資料の4—1に戻っていただきまし  
て(2)でございます。

主な変更点をお示ししてございます。資料の  
4—2のアンダーラインの部分となりますので、  
あわせてごらんいただければと思います。

まず、アでテーマについては3件から原則1件  
に変更してございます。また、提出テーマ以外に  
ついても従来どおり柔軟に対応できるよう、明示  
をしたところでございます。

次のイの募集期間等については、議会運営委員  
会で定める取り扱いとしてございます。

ウの班編成については、常任委員会と同じ単位  
で4班編成とし、対応する班は、議会運営委員会  
において複数の班で対応する場合を含めまして決  
定するとしてございます。

エの意見交換会の時間については、テーマが原  
則1件となったことから1時間30分程度という  
ことで短縮してございます。

オの班代表者連絡会については、副議長を座長  
として各派の代表者で構成することとしてござい  
ます。

カの議員派遣については、これまでもそのよう  
な取り扱いをしておりますけれども、常任委員会  
における活動との違いを明確にする上からも、議  
員派遣として明示をしたところでございます。

それから、キのその他では実施後の報告、意見  
要望の対応等について、地区コミ単位の意見交換  
会に準じるとしてございます。

裏面でございます。今回、公募開始に向けて決  
定いただく必要のある事項として、大きく三つを

挙げてございます。一つ目は班編成で記載のと  
おりの構成とし、各派の代表者には常任委員会の委  
員長をそれぞれ充ててございます。

二つ目は募集期間です。ホームページでは4月  
中旬から、議会だよりは発行に合わせまして5月  
下旬から募集開始をする予定としてございます。  
さらに地区コミに対しては別途周知を図ること  
としております。応募の期限でございますが、来年  
5月までとし、開催期間については、会期中を除  
いて本年7月中旬からの1年間としてございます。

それから資料の4—2の裏面になりますけれど  
も、2ページの下のほうになります。4というこ  
とで、委員会主催の意見交換会について記載をし  
てございます。

前回、単に削ると説明しましたことから、誤解  
を与えた部分もあったのかと思ひまして反省して  
おりますけれども、今回、米印に書いてございま  
すとおり、委員会主催の意見交換会については、  
実施要領に規定しなくても委員会の所管事務調査  
として当然、実施できるという意味を加えまして  
見え消しとしてございます。

最後に、資料飛びますけれども、資料の4—  
5になります。

資料の4—5につきましては、次回、御協議い  
ただく予定の各種団体との意見交換会に係る実施  
要領の案でございます。内容につきましては、開  
催概要など6項目で構成してございます。特に  
(4)のイのただし書きにつきまして、公募によ  
る意見交換の状況を勘案して、対応が調整でき  
るといったような規定を盛り込んでいるところ  
でございます。

開催期間につきましては、表の外、米印に本年  
7月からの1年間ということで、公募による意見  
交換会と並行して実施することを想定している  
ところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いま  
す。

○委員長(大田黒 博)ただいま説明がありま  
したが、資料4—1に協議案件が二つありますの  
で、それぞれ協議します。

まず、実施要領の改正についてになります。質  
疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大田黒 博)質疑、意見はないと認  
めます。それでは、実施要領については資料のと

おり改正することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、  
そのように決定しました。

次に、2ページの公募開始に向けて決定すべき  
事項になります。質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認  
めます。それでは、公募開始に向けて決定すべき  
事項は、資料のとおり決定することで御異議あり  
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、  
そのように決定しました。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前9時23分休憩

~~~~~

午前9時38分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで本会議に戻しま
す。

△閉 会

○委員長（大田黒 博）以上で、議会運営委員
会を閉会したいと思います。御異議ありませ
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、
以上で議会運営委員会を閉会したいと思います。御
苦勞さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 大田 黒 博